

京都市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年3月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第3号

京都市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

京都市指定給水装置工事事業者規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定の取消し)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) <u>第21条</u>の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。</p> <p>(7) <u>第22条</u>の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</p> <p>(8) (略)</p>	<p>(指定の取消し)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) <u>第20条</u>の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。</p> <p>(7) <u>第21条</u>の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</p> <p>(8) (略)</p>
<p>(指定の更新)</p> <p>第9条の2 (略)</p> <p>2 指定の有効期間の更新を受けようとする者は、管理者の指定する期日までに、<u>第4条第2項及び第3項に規定する申請書及び書類並びにその他管理者が指示する書類</u>を管理者に提出しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第5条から第9条までの規定は、第1項の指定の更新について準用する。この</p>	<p>(指定の更新)</p> <p>第9条の2 (略)</p> <p>2 指定の有効期間の更新を受けようとする者は、管理者の指定する期日までに、<u>第4条第2項に規定する申請書及び第3項に規定する書類並びにその他管理者が指示する書類</u>を管理者に提出しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第5条から第9条までの規定は、第1項の指定の更新について準用する。この</p>

場合において、第5条中「前条第1項」とあるのは「第9条の2第1項」と、第5条の2及び第6条中「第4条第1項」とあるのは「第9条の2第1項」と、第8条各号列記以外の部分中「第4条第1項」とあるのは「第9条の2第1項」と、同条第1号中「第4条第1項」とあるのは「第9条の2第1項」と読み替える。

(主任技術者の選任等)

第16条 (略)

2・3 (略)

4 指定工事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りではない。

(設計審査等の手数料)

第20条 条例第24条の4に規定する設計審査及びしゅん工検査について、次に掲げる工事の種別に応じ、設計審査にあつては別表第1に掲げる手数料を徴収し、しゅん工検査にあつては別表第2に掲げる手数料を徴収するものとする。

(1) 外部接続工事 配水管から給水管の分岐（以下次号において「分岐」という。）を伴う給水装置工事

場合において、第5条中「前条第1項」とあり、並びに第5条の2、第6条及び第8条中「第4条第1項」とあるのは「第9条の2第1項」と読み替えるものとする。

(主任技術者の選任等)

第16条 (略)

2・3 (略)

4 指定工事業者は、第1項及び第2項の規定による主任技術者の選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に二以上の事業所の主任技術者を兼ねることとなるときには、当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって支障がないことを確認しなければならない。

(削除)

(2) 内部工事 分岐を伴わない給水装置
の新設工事又は既設の給水装置の全部
を改造する工事

(3) 水洗便所築造に伴う増設工事 公共
下水道処理区域内において施行する水
洗便所築造に伴う給水装置のうち増加
される給水栓が3栓以下の工事

(4) その他工事 前各号を除く給水装置
工事

第21条～第24条 (略)

別表第1 (第20条関係)

<u>工事の種別</u>	<u>単位</u>	<u>手数料</u>
<u>外部接続工事</u>	1件	円 5,400
<u>内部工事</u>		5,000
<u>水洗便所築造のた</u> <u>めの増設工事</u>		1,250
<u>その他工事</u>		2,500

別表第2 (第20条関係)

<u>工事の種別</u>	<u>単位</u>	<u>手数料</u>
<u>外部接続工事</u>	1件	円 9,150
<u>内部工事</u>		8,750
<u>水洗便所築造のた</u> <u>めの増設工事</u>		3,750
<u>その他工事</u>		4,550

第20条～第23条 (略)

(削除)

(削除)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第16条第4項の改正規定は、令和6年3月31日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規程の施行の日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(上下水道局水道部水道管路課)